6月12日~18日は

『全国ごみ不法投棄監視ウイーク』

全国市長会は、美しい日本を次の世代に引き継ぐため、 月の環境月間のうち一週間を『全国ごみ不法投棄監視ウイー ク』と定め、全国の市で不法投棄をなくすための取り組みを 行います。

◎取り組み目標

- ●美しい日本を子どもたちに伝えるため、 『ごみ不法投棄監 視ウイーク』を設け、全国の市で一斉に行動を起こそう。
- ●不法投棄を根絶するための市民運動へと発展させよう。
- ◆全国の町村にも働きかけ、わたしたちの心を荒廃させる不 法投棄を許さない、『美しい日本』を目指そう。



◎悪質な違反への対応

- ●軽犯罪法第1条第27号 公共の利益に反してみだりにご みなどを棄てた者
 - 拘留または科料
- ●道路交通法第76条第4項第5号 道路において進行中の車両など から物件を投げること
 - 5万円以下の罰金
- ●廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第16条

何人もみだりにごみを捨てては ならない

- 5年以下の懲役もしくは1,000 万円以下の罰金
- ●法人に対しては1億円の加重罰 など

不法投棄等発生後の対応(例)

不法投棄・ポイ捨て・ペットのふんの放置 重大と認められる 不法投棄 指導·助言 回収を勧告 勧告に従うことを命令 捜査機関へ刑罰法規 氏名などの公表 の適用を要請

問い合わせ 環境対策グループ (クリンクルセンター内 **785**2958

(弁明の機会の付与)

発ポスター 所などに啓 施設や事業 絡ください を掲示する 中、 公共 期



▲不法投棄の現場(柏木町)

散歩中のペットの飼い主への

110

犬のふんの放置防止のぼり

んの放置防止啓発

警告看板・バリケードの設置

場合は、環境対策グループにご連 監視の目を光らせ、 市民の皆さんと行政の協働の放置から守ることは困難 棄などから守らなくてはなりませ 不法投棄などの現場を見 まちを不法投 の協働により かけた

係機関との監視パトロー

法投棄発見時の通報

市の公用車などへの不法投棄防 郵便局やタクシー会社による不

市内主要河川敷地への 市内大型店舗での街頭 止ステッカーの装着 啓発 『ポイ捨

みます。 ち』を目指し、 月間 にお 13 って、 次の事業に取 『清潔で美し り組 13

雨

(1)

取

n

組

み

夜間・早朝の市職員や 6 月の環境月間の事業

·警察、

ル

実 関

します。 市民の皆さんのご協力をお

法投棄やポイ捨て、

この

広い

登別

だけ F

ペ行

ツ 政

のふん

です。



▲市内大型店舗での街頭啓発



▲不法投棄防止ステッカーを装着した 市の公用車

9